

平成17年1月31日

各 位

株式会社 三井住友銀行

個人部門における遺言信託業務の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取：西川 善文）は、本年2月1日（火）より遺言信託業務を開始します。

当行では、平成14年10月に信託兼営銀行としての認可を取得し、「金銭債権の信託」、「金銭信託」、「有価証券の信託」等、商業銀行との親和性が高い資産流動化業務を中心に信託業務を展開してまいりました。さらに、平成16年5月以降、富裕層を対象に信託勘定を活用した金銭信託商品の取扱いも開始しております。

当行は、規制緩和に伴い投資信託・保険商品販売、証券仲介業務への参入等、事業領域を拡大してまいりましたが、今回の信託業法関連法令の改正を受け、2月1日以降は、個人部門全店において遺言信託業務を展開し、銀行本体による総合金融サービス業の確立、銀行本体による真のワンストップサービスの実現を目指します。

今後は、従来以上に顧客主義に立ったコンサルティングビジネスの奥行きを拡げ、遺言信託を活用した相続、事業承継等多様な顧客ニーズにも応えられる幅広く質の高いサービス提供力を一層強化してまいります。

なお、年金信託、証券代行等の資産管理型の信託業務につきましては、従来通り中央三井信託銀行、三井アセット信託銀行および住友信託銀行の代理店として、これら信託銀行の持つ専門性の高い信託商品・サービスの提供に努めてまいります。

以 上

【本件に関するお問い合わせ先】

広報部 古舘 TEL：03-5512-2678